

○国土交通省令第七十四号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十条第十二号及び第十三号、第二十四条第五項ただし書、第二十六条の三第二項第九号及び第四項、第二十六条の四第四項及び第五項ただし書、第二十六条の七第二項第八号及び第四項、第二十六条の八第四項ただし書並びに第四十条から第四十二条までの規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十八日

国土交通大臣 井林 辰憲

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれ

に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 総則（第一条―<u>第九条の五</u>） 第一章の二 基本方針（<u>第九条の六</u>） 第二章 地域公共交通計画の作成及び実施 第一節―<u>第六節</u>（略） <u>第七節</u> 自動車地域旅客運送サービス再構築事業（<u>第三十二条の二</u>―<u>第三十二条の九</u>） <u>第八節</u> 海上運送利便確保事業（<u>第三十二条の十</u>―<u>第三十二条の十四</u>） <u>第九節</u>―<u>第十一節</u>（略） 第三章―<u>第六章</u>（略） 附則 （<u>法第二条第七号</u>の国土交通省令で定める措置） 第二条の二 <u>法第二条第七号</u>の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のすべてを講ずるものとする。 一・二（略） 2 前項の規定にかかわらず、既設の軌道の路線において軌道運送高度化事業を実施しようとする場合の<u>法第二条第七号</u>の国土交通省令で定める措置は、前項各号に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。 （<u>法第二条第七号</u>の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上） 第三条 <u>法第二条第七号</u>の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上及び快適性の確保とする。 （<u>法第二条第八号イ</u>の国土交通省令で定める者） 第四条 <u>法第二条第八号イ</u>の国土交通省令で定める者は、地方公共団体	目次 第一章 総則（第一条―<u>第九条の三</u>） 第一章の二 基本方針（<u>第九条の四</u>） 第二章 地域公共交通計画の作成及び実施 第一節―<u>第六節</u>（略） （新設） （新設） （新設） <u>第七節</u>―<u>第九節</u>（略） 第三章―<u>第六章</u>（略） 附則 （<u>法第二条第六号</u>の国土交通省令で定める措置） 第二条の二 <u>法第二条第六号</u>の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のすべてを講ずるものとする。 一・二（略） 2 前項の規定にかかわらず、既設の軌道の路線において軌道運送高度化事業を実施しようとする場合の<u>法第二条第六号</u>の国土交通省令で定める措置は、前項各号に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。 （<u>法第二条第六号</u>の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上） 第三条 <u>法第二条第六号</u>の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上及び快適性の確保とする。 （<u>法第二条第七号イ</u>の国土交通省令で定める者） 第四条 <u>法第二条第七号イ</u>の国土交通省令で定める者は、地方公共団体

、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。

（法第二条第八号イの国土交通省令で定める要件）

第五条 法第二条第八号イの国土交通省令で定める要件は、次に掲げる要件のうちいずれか二以上の要件に該当することとする。

一 乗車定員百人以上であつて、低床化されている等旅客が円滑に乗降できる連節バス（法第二条第八号イに規定する連節バスをいう。）であること。

二 道路運送高度化事業（法第二条第八号イに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムに対応した機器が設けられたものであること。

三 走行円滑化措置（法第二条第八号イに規定する走行円滑化措置をいう。）に対応した機器が設けられたものであること。

四 （略）

（法第二条第八号ロの国土交通省令で定める要件）

第六条 法第二条第八号ロの国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 運行経路指示システム（法第二条第八号ロに規定する運行経路指示システムをいう。）であること。

二 （略）

三 道路運送高度化事業（法第二条第八号ロに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の運行管理、充電その他の運送を実施するため必要な行為を効率的に行うことができるものであること。

四 （略）

（法第二条第九号の国土交通省令で定める措置）

、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。

（法第二条第七号イの国土交通省令で定める要件）

第五条 法第二条第七号イの国土交通省令で定める要件は、次に掲げる要件のうちいずれか二以上の要件に該当することとする。

一 乗車定員百人以上であつて、低床化されている等旅客が円滑に乗降できる連節バス（法第二条第七号イに規定する連節バスをいう。）であること。

二 道路運送高度化事業（法第二条第七号イに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムに対応した機器が設けられたものであること。

三 走行円滑化措置（法第二条第七号イに規定する走行円滑化措置をいう。）に対応した機器が設けられたものであること。

四 （略）

（法第二条第七号ロの国土交通省令で定める要件）

第六条 法第二条第七号ロの国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 運行経路指示システム（法第二条第七号ロに規定する運行経路指示システムをいう。）であること。

二 （略）

三 道路運送高度化事業（法第二条第七号ロに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の運行管理、充電その他の運送を実施するため必要な行為を効率的に行うことができるものであること。

四 （略）

（法第二条第八号の国土交通省令で定める措置）

第七条 法第二条第九号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。

一、四 (略)

(法第二条第九号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上)
第八条 法第二条第九号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保及び利便性の向上とする。

(法第二条第十号二の国土交通省令で定める事業構造の変更)

第九条 法第二条第十号二の国土交通省令で定める事業構造の変更は、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

(法第二条第十二号の国土交通省令で定める選定の方法)

第九条の二 法第二条第十二号の国土交通省令で定める方法は、公募とする。ただし、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等その他の当該地方公共団体が必要と認める者との協議を行い、当該協議が調った場合においては、公募をしないで選定することができる。

2 前項本文の公募は、当該公募の実施に関する方針（次項において「実施方針」という。）を示して行うものとする。

3 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施する区域
- 二 自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するバス路線等において現に実施されている又は実施されていた一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送の状況
- 三 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により提供される地域旅客運送サービスの内容

第七条 法第二条第八号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかを講ずるものとする。

一、四 (略)

(法第二条第八号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上)
第八条 法第二条第八号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保及び利便性の向上とする。

(法第二条第九号二の国土交通省令で定める事業構造の変更)

第九条 法第二条第九号二の国土交通省令で定める事業構造の変更は、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

(新設)

- 四 当該地域旅客運送サービスを提供する者の要件
- 五 地方公共団体によるあつせんその他支援の内容
- 六 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施予定期間
- 七 公募の期間
- 八 当該地域旅客運送サービスを提供する者の選定の方法
- 九 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- 4 第一項ただし書の場合においては、地方公共団体は、あらかじめ、選定しようとする者の同意を得なければならない。

（法第二条第十三号の国土交通省令で定める選定の方法）

第九条の三 法第二条第十三号の国土交通省令で定める方法は、公募とする。ただし、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等その他の当該地方公共団体が必要と認める者との協議を行い、当該協議が調った場合においては、公募をしないで選定することができる。

2 前項本文の公募は、当該公募の実施に関する方針（次項において「実施方針」という。）を示して行うものとする。

3 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 海上運送利便確保事業を実施する区域
- 二 海上運送利便確保事業を実施する航路において現に実施されている一般旅客定期航路事業の状況
- 三 海上運送利便確保事業の実施による人の運送の内容
- 四 海上運送利便確保事業の実施により法第二条第十三号ハに規定する船舶の貸渡しが行われる場合にあっては、当該船舶の貸渡しの内容
- 五 第三号の人の運送（前号に規定する場合にあっては、同号の船舶の貸渡しを含む。第八号において同じ。）を実施する者の要件
- 六 海上運送利便確保事業の実施予定期間

（新設）

七 公募の期間 八 第三号の人の運送を実施する者の選定の方法 九 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 四 第一項ただし書の場合においては、地方公共団体は、あらかじめ、選定しようとする者の同意を得なければならない。	(法第二条第十四号の国土交通省令で定める選定の方法) 第九條の四 法第二条第十四号の国土交通省令で定める方法は、公募とする。 2 前項の公募は、当該公募の実施に関する方針（次項において「実施方針」という。）を示して行うものとする。 3 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一・二 (略) 三 地域旅客運送サービス継続事業の実施により引き続き実施される運送（次号及び第八号において「継続旅客運送」という。）の内容 四・九 (略)
(法第二条第十六号ハの国土交通省令で定めるもの) 第九條の五 法第二条第十六号ハの国土交通省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（法第二条第十六号ロ(2)に掲げるものに該当するものを除く。） 二・七 (略)	(法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるもの) 第九條の三 法第二条第十三号ハの国土交通省令で定めるものは、次に掲げる措置の実施を促進する事業とする。 一 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善（法第二条第十三号ロ(2)に掲げるものに該当するものを除く。） 二・七 (略)
第九條の六 (略) (鉄道事業再構築実施計画の記載事項) 第二十四條 法第二十三條第二項第七号の国土交通省令で定める事項は	第九條の四 (略) (鉄道事業再構築実施計画の記載事項) 第二十四條 法第二十三條第二項第八号の国土交通省令で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(鉄道事業再構築実施計画の認定の申請)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第二条第三項及び第四項、第二十条第四項ただし書(同令第二十一条第二項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条(第一号に係る部分に限り、同令第二十九条の二において準用する場合を含む。)、第二十七条の二(第一号に係る部分に限る。)、第二十七条の三(同令第二十九条の二において準用する場合を含む。)、第二十八条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第二十八条の二において読み替えて準用する第二十八条(第一号イからハまでに係る部分に限る。)並びに第二十八条の三(同令第二十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。))の規定は、前項の規定による記載及び書類の添付について準用する。

(鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による記載及び書類の添付について準用する。

(認定を要しない鉄道事業再構築実施計画の軽微な変更)

第二十六条の二 法第二十四条第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、法第二十三条第二項第二号、第三号(利用者の利便を確保する措置に係るものに限る。)、第五号又は第七号に掲

、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(鉄道事業再構築実施計画の認定の申請)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

(鉄道事業再構築実施計画の変更の認定の申請)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による書類の添付について準用する。

(認定を要しない鉄道事業再構築実施計画の軽微な変更)

第二十六条の二 法第二十四条第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、法第二十三条第二項第二号、第五号、第六号又は第八号に掲げる事項の変更のうち、資金の内訳の変更その他の鉄

げる事項の変更のうち、資金の内訳の変更その他の鉄道事業再構築事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更とする。

2
(略)

(鉄道再生事業の実施に係る協議開始の届出等)

第二十九条 法第二十六条第三項及び第二十六条の二第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一・二 (略)

(鉄道再生事業における鉄道事業の廃止の届出)

第三十二条 法第二十六条の二第三項及び第五項の規定により鉄道事業の全部又は一部の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・四 (略)

2
(略)

第七節 自動車地域旅客運送サービス再構築事業

(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の記載事項)

第三十二条の二 法第二十六条の三第二項第九号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通計画に自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(法第二十六条の三第四項の国土交通省令で定める者)

第三十二条の三 法第二十六条の三第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係るバス路線等において運送を実施している者

道事業再構築事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更とする。

2
(略)

(鉄道再生事業の実施に係る協議開始の届出等)

第二十九条 法第二十六条第三項及び第二十七条第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一・二 (略)

(鉄道再生事業における鉄道事業の廃止の届出)

第三十二条 法第二十七条第三項及び第五項の規定により鉄道事業の全部又は一部の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・四 (略)

2
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

二 当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させようとする者

三 当該者への人員派遣等を行うとする者

四 前三号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を定めようとする地方公共団体が必要と認める者

(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定の申請)

第三十二条の四 法第二十六条の四第一項の規定により自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 地方公共団体の名称

二 法第二十六条の三第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、道路運送法施行規則第八条第三項及び第十条の三第三項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

(自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の変更の認定の申請)

第三十二条の五 法第二十六条の四第五項の規定により自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 地方公共団体の名称

二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

(新設)

(新設)

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に係る自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による提出及び前項の規定による書類の添付について準用する。

(認定を要しない自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の軽微な変更)

第三十二条の六 法第二十六条の四第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十六条の三第二項第一号から第三号まで又は第五号から第九号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二 法第二十六条の三第二項第四号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内の変更

2 法第二十六条の四第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

(利害関係人等の意見の聴取)

第三十二条の七 法第二十六条の四第二項の認定をする場合において、地方運輸局長は、その権限に属する道路運送法第九条第一項又は第九

(新設)

(新設)

条の三第一項の認可を要するものについて、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたとき又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項について国土交通大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4 道路運送法施行規則第五十五条から第六十条までの規定は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。

(法第二十六条の四第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第三十二条の八 法第二十六条の四第四項の国土交通省令で定める道路

管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令第一条から第三条まで及び第六条から第八条までの規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「自動車地域旅客運送サービス再構築事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十二条の四又は第三十二条の五に基づく申請書（」と、「。以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書」とあるのは「第四条に基づく許可申請書に係る事項」と、「（限る。）」とあるのは「（限る。）に係る事項の記載がなされたものに限る。）」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書（」とあるのは「自動車地域旅客運送サービス再構築事業につき規則第三十二条の四又は第三十二条の五に基づく申請書（道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が」と、同令第三条

（新設）

第一項中「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

（法第二十六条の四第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第三十二条の九 法第二十六条の四第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第二十六条の四第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第二十六条の五の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十六条の五の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第二十六条の五の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

第八節 海上運送利便確保事業

（海上運送利便確保実施計画の記載事項）

（新設）

（新設）

第三十二条の十 法第二十六条の七第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通計画に海上運送利便確保事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(新設)

(法第二十六条の七第四項の国土交通省令で定める者)

第三十二条の十一 法第二十六条の七第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

(新設)

- 一 海上運送利便確保事業に係る航路において一般旅客定期航路事業を営む者
- 二 当該航路において船舶による人の運送を実施させようとする者
- 三 当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行おうとする者
- 四 前三号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の海上運送利便確保実施計画を定めようとする地方公共団体が必要と認める者

(海上運送利便確保実施計画の認定の申請)

第三十二条の十二 法第二十六条の八第一項の規定により海上運送利便確保実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

- 一 地方公共団体の名称
- 二 法第二十六条の七第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(海上運送利便確保実施計画の変更の認定の申請)

第三十二条の十三 法第二十六条の八第四項の規定により認定海上運送利便確保実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次

(新設)

に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
- 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該海上運送利便確保実施計画に係る海上運送利便確保事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

（認定を要しない海上運送利便確保実施計画の軽微な変更）

第三十二条の十四 法第二十六条の八第四項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十六条の七第二項第一号及び第二号又は第四号から第八号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の海上運送利便確保事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更
- 二 法第二十六条の七第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内の変更
- 2 法第二十六条の八第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

第九節 地域旅客運送サービス継続事業

（地域旅客運送サービス継続実施計画の記載事項）

第三十三条 法第二十七条の二第二項第八号の国土交通省令で定める事

（新設）

第七節 地域旅客運送サービス継続事業

（地域旅客運送サービス継続実施計画の記載事項）

第三十三条 法第二十七条の二第二項第七号の国土交通省令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(法第二十七条の二第四項の国土交通省令で定める者)

第三十四条 法第二十七条の二第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地域旅客運送サービス継続事業に係る路線等において運送を実施している者
- 二 当該路線等において運送を実施させようとする者
- 三 (略)

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請)

第三十五条 (略)

- 2 前項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 (略)

(認定を要しない地域旅客運送サービス継続実施計画の軽微な変更)

第三十六条の二 法第二十七条の三第五項ただし書に規定する国土交通

項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者)

第三十四条 法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む者
- 二 当該路線等における運送を実施させようとする者
- 三 (略)

(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請)

第三十五条 (略)

- 2 前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 (略)

(認定を要しない地域旅客運送サービス継続実施計画の軽微な変更)

第三十六条の二 法第二十七条の三第五項ただし書に規定する国土交通

省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の二第二項第一号から第三号まで又は第五号から第八号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域旅客運送サービス継続事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二 (略)

2 (略)

第十節 貨客運送効率化事業

(貨客運送効率化実施計画の認定の申請)

第三十六条の七 (略)

2 前項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(貨客運送効率化実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条の八 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 (略)

第十一節 地域公共交通利便増進事業

(地域公共交通利便増進実施計画の記載事項)

省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の二第二項第一号から第三号まで又は第五号から第七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域旅客運送サービス継続事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二 (略)

2 (略)

第八節 貨客運送効率化事業

(貨客運送効率化実施計画の認定の申請)

第三十六条の七 (略)

2 前項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(貨客運送効率化実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条の八 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 (略)

第九節 地域公共交通利便増進事業

(地域公共交通利便増進実施計画の記載事項)

第三十六条の十三 法第二十七条の十四第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（三）（略）

（法第二十七条の十四第五項の国土交通省令で定める者）

第三十六条の十四 法第二十七条の十四第五項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該地域公共交通利便増進実施計画に係る利便増進措置を実施させようとする者

二（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の公表）

第三十六条の十五 法第二十七条の十四第七項の規定による公表は、地域公共交通利便増進事業を実施する区域、当該地域公共交通利便増進事業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交通利便増進実施計画に記載された事項の概要について行うものとする。

2（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請）

第三十六条の十六（略）

2 前項の場合において、別表第三の六の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条の十七（略）

2（略）

3 第一項の場合において、別表第三の六の上欄に掲げる規定の適用を

第三十六条の十三 法第二十七条の十四第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（三）（略）

（法第二十七条の十四第四項の国土交通省令で定める者）

第三十六条の十四 法第二十七条の十四第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該地域公共交通利便増進実施計画に係る地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者

二（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の公表）

第三十六条の十五 法第二十七条の十四第六項の規定による公表は、地域公共交通利便増進事業を実施する区域、当該地域公共交通利便増進事業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交通利便増進実施計画に記載された事項の概要について行うものとする。

2（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請）

第三十六条の十六（略）

2 前項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条の十七（略）

2（略）

3 第一項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を

受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 (略)

(認定を要しない地域公共交通利便増進実施計画の軽微な変更)

第三十六条の十七の二 法第二十七条の十五第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の十四第二項第一号から第三号まで又は第五号から第八号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域公共交通利便増進事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二 (略)

2 (略)

(交通手段再構築実証事業計画に係る同意に関する協議)

第三十六条の二十五 (略)

2 前項の場合において、別表第三の七の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(交通手段再構築実証事業計画に係る変更の同意に関する協議)

第三十六条の二十六 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の七の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 (略)

(認定を要しない地域公共交通利便増進実施計画の軽微な変更)

第三十六条の十七の二 法第二十七条の十五第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の十四第二項第一号から第三号まで又は第五号から第七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域公共交通利便増進事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二 (略)

2 (略)

(交通手段再構築実証事業計画に係る同意に関する協議)

第三十六条の二十五 (略)

2 前項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(交通手段再構築実証事業計画に係る変更の同意に関する協議)

第三十六条の二十六 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)

第三十六条の二十七 前章第五節の規定は法第二十九条の九において法第三章第五節の規定を準用する場合について、前章第十一節の規定は同条において法第三章第十一節(法第二十七条の十七及び第二十七条の十九を除く。)の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条第一号、第二十四条第一号並びに第三十六条の十三第一号及び第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「再構築方針」と、第二十三条第一号及び第二号中「地方公共団体」とあるのは「再構築協議会の構成員である地方公共団体」と、同条第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「当該再構築方針」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第四十五条 法第三章第二節から第十一節まで及び第四章から第六章までに規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に委任する。

一 三 (略)

四 法第二十四条第二項(法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による認定、法第二十四条第六項(法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出、法第二十四条第七項(法第二十九条の九において準用する場合を含む。)(において準用する法第二十四条第二項の規定による変更の認定及び同条第八項(法第二十九条の九において準用する場合を含む。))の規定による取消しに係るもの(法第二十三条第二項第五号(法第二十九条の九において準用する場合を含む。))に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号(法第二十九条の九において準用する場合を含む。))の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又は鉄道事業法第

(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)

第三十六条の二十七 前章第五節の規定は法第二十九条の九において法第三章第五節の規定を準用する場合について、前章第九節の規定は同条において法第三章第九節(法第二十七条の十七及び第二十七条の十九を除く。)の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条第一号、第二十四条第一号並びに第三十六条の十三第一号及び第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「再構築方針」と、第二十三条第一号及び第二号中「地方公共団体」とあるのは「再構築協議会の構成員である地方公共団体」と、同条第二号中「地域公共交通計画」とあるのは「当該再構築方針」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第四十五条 法第三章第二節から第九節まで及び第四章から第六章までに規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に委任する。

一 三 (略)

四 法第二十四条第二項(法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による認定、法第二十四条第六項(法第二十九条の九において準用する場合を含む。)(において準用する法第二十四条第二項の規定による変更の届出、法第二十四条第七項(法第二十九条の九において準用する場合を含む。)(において準用する法第二十四条第二項の規定による変更の認定及び同条第八項(法第二十九条の九において準用する場合を含む。))の規定による取消しに係るもの(法第二十三条第二項第五号(法第二十九条の九において準用する場合を含む。))に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号(法第二十九条の九において準用する場合を含む。))の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている鉄道事業再構築実施計画に係るもの又は鉄道事業法第

三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号、第五号の二及び第六号に掲げるものを除く。）、同法第十三条第一項の規定による確認（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含み、同令第七十一条第五号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第三項若しくは第十七条の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

五 法第二十六条第三項並びに第二十六条の二第二項、第三項及び第五項の規定による届出に係るもの

六（略）
七 法第二十六条の四第二項の規定による認定、同条第六項の規定による変更の届出、同条第七項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの（法第二十六条の三第二項第八号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められてゐる自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に係るもの又は道路運送法第四条第一項若しくは第三十五条第一項の規定による許可（道路運送法施行令第一条第一項第一号及び第二十五号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項、第十五条第一項若しくは第三十六条第二項の規定による認可（同令第一条第一項第二号、第六号及び第二十六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第九条第三項の規定による届出（同令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

八 法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項の規定による変更の届出、同条第七項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の二第二項第七号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定めら

三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号、第五号の二及び第六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第三項若しくは第十七条の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

五 法第二十六条第三項並びに第二十七条第二項、第三項及び第五項の規定による届出に係るもの

六（略）
（新設）

七 法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項の規定による変更の届出、同条第七項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の二第二項第五号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定めら

れている地域旅客運送サービス継続実施計画に係るもの又は道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項、第十五条第一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（同令第一条第一項第二号、第六号及び第二十六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第九条第三項の規定による届出（同令第一条第三号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

九（略）

法第二十七条の十五第二項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定、法第二十七条の十五第六項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出、法第二十七条の十五第七項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条の十五第二項の規定による変更の認定及び同条第八項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の十四第二項第七号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通利便増進実施計画に係るもの、法第二十七条の十四第三項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定により同項に規定する事項を記載した地域公共交通利便増進実施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限る。）

イ（略）

十一（略）

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一（略）

二 法第二十六条の四第二項の規定による認定及び同条第七項におい

れている地域旅客運送サービス継続実施計画に係るもの又は道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項、第十五条第一項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による認可（同令第一条第一項第二号、第六号及び第二十五号に掲げるものを除く。）又は同法第九条第三項の規定による届出（同令第一条第三号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

九（略）

法第二十七条の十五第二項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による認定、法第二十七条の十五第六項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出、法第二十七条の十五第七項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）において準用する法第二十七条の十五第二項の規定による変更の認定及び同条第八項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による取消しに係るもの（法第二十七条の十四第二項第五号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている地域公共交通利便増進実施計画に係るもの、法第二十七条の十四第三項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定により同項に規定する事項を記載した地域公共交通利便増進実施計画に係るもの又は次に掲げるものに係るものに限る。）

イ（略）

十一（略）

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一（略）

（新設）

て準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は第四条第六項の権限のみに係るものに限る。）

三（略）

四 法第二十七条の七第三項の規定による認定及び同条第十項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は貨物自動車運送事業法施行規則第四十二条第二項第一号の権限のみに係るものに限る。）

五（略）

3（略）

4 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十八条の二第三項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による勧告、法第二十八条の二第四項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による命令及び法第三十八条の規定による報告に係るものは、第一項又は第二項の規定により権限を有する行政庁も行うことができる。

（書類の提出）

第四十六条（略）

2（略）

3 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書であつて法第三章第二節及び前条第一項各号に掲げるもの（同項第十号に掲げるものにあつては、貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第三号に規定する鉄道運送（第七項及び第八項において「鉄道運送」という。）のみに係る事案又は内航運送に係る第二種貨物利用運送事業のみに係る事案に係るもの）は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

4（略）

二（略）

三 法第二十七条の七第三項の規定による認定及び同条第十項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号若しくは第二号又は貨物自動車運送事業法施行規則第四十二条第二項第一号の権限のみに係るものに限る。）

四（略）

3（略）

4 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十八条第三項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による勧告、法第二十八条第四項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による命令及び法第三十八条の規定による報告に係るものは、第一項又は第二項の規定により権限を有する行政庁も行うことができる。

（書類の提出）

第四十六条（略）

2（略）

3 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書であつて法第三章第二節及び前条第一項各号に掲げるもの（同項第七号に掲げるものにあつては、貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第三号に規定する鉄道運送（第七項及び第八項において「鉄道運送」という。）のみに係る事案又は内航運送に係る第二種貨物利用運送事業のみに係る事案に係るもの）は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

4（略）

別表第二の二（第二十五条及び第二十六条関係）

規定	法第二十五條 第一項	法第二十五條 第一項	規定
	(略)	(略)	(略)
鐵道事業法第七條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法第七條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第八條第二項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第八條第二項各号に掲げる事項
鐵道事業法第十二條第一項の認可に係る部分	鐵道事業法第十二條第一項の認可に係る部分	鐵道事業法施行規則第十六條第一項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第十六條第一項各号に掲げる事項
鐵道事業法第十二條第二項の届出に係る部分	鐵道事業法第十二條第二項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第十七條第二項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第十七條第二項各号に掲げる事項
鐵道事業法第十二條第四項において準用する同法第九條第一項の認可に係る部分	鐵道事業法第十二條第四項において準用する同法第九條第一項の認可に係る部分	鐵道事業法施行規則第十六條第五項において準用する同法第十四條第一項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第十六條第五項において準用する同法第十四條第一項各号に掲げる事項
鐵道事業法第十二條第四項において準用する同法第九條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法第十二條第四項において準用する同法第九條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第十六條第五項において準用する同法第十五條第二項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第十六條第五項において準用する同法第十五條第二項各号に掲げる事項

別表第二の二（第二十五条及び第二十六条関係）

規定	法第二十五條 第一項	法第二十五條 第一項	規定
	(略)	(略)	(略)
鐵道事業法第七條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法第七條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第八條第二項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第八條第二項各号に掲げる事項
鐵道事業法第十二條第一項の認可に係る部分	鐵道事業法第十二條第一項の認可に係る部分	鐵道事業法施行規則第十六條第一項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第十六條第一項各号に掲げる事項
鐵道事業法第十二條第二項の届出に係る部分	鐵道事業法第十二條第二項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第十七條第二項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第十七條第二項各号に掲げる事項
鐵道事業法第十二條第四項において準用する同法第九條第一項の認可に係る部分	鐵道事業法第十二條第四項において準用する同法第九條第一項の認可に係る部分	鐵道事業法施行規則第十六條第五項において準用する同法第十四條第一項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第十六條第五項において準用する同法第十四條第一項各号に掲げる事項
鐵道事業法第十二條第四項において準用する同法第九條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法第十二條第四項において準用する同法第九條第三項の届出に係る部分	鐵道事業法施行規則第十六條第五項において準用する同法第十五條第二項各号に掲げる事項	鐵道事業法施行規則第十六條第五項において準用する同法第十五條第二項各号に掲げる事項

鉄道事業法第十三条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法第十三条第二項の確認に係る部分	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第三項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第二項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第二項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第一項各号に掲げる事項	令第十四条第二項に規定する書類及び図面
鉄道事業法第十三条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法第十三条第二項の確認に係る部分	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第三項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第二項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第二項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法施行規則第二十条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第二十条第一項各号に掲げる書類及び図面
鉄道事業法第十三条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法第十三条第二項の確認に係る部分	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第三項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第二項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法第十三条第一項の確認に係る部分（鉄道事業法施行規則第二十条第二項に規定する者の申請に係るものに限る。）	鉄道事業法施行規則第二十条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第二十条第一項各号に掲げる書類及び図面

第三項の届出に係る部分	道路運送法第九條第六項の届出に係る部分	道路運送法第九條の三第一項の認可に係る部分	道路運送法第九條の三第五項の届出に係る部分	道路運送法第十五條の三第一項又は第二項の届出に係る部分	道路運送法第十五條の三第三項の届出に係る部分	道路運送法第三十六條第二項の認可に係る部分	道路運送法第七十九條の登録に係る部分
則第九條第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十條第三項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十條の三第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十條の四第二項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五條の十三第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五條の十四第二項に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十三條第一項各号に掲げる事項	道路運送法第七十九條の二第一項各号に掲げる事項
		道路運送法施行規則第十條の三第二項に規定する書類		道路運送法施行規則第十五條の十三第二項に規定する図面		道路運送法施行規則第二十三條第二項各号に掲げる書類及び図面	道路運送法施行規則第五十一條の三各号に掲げる事項

法第二十六 条の第五 項又は第 四項	道路運送法第十五 条第一項の認可に 係る部分	道路運送法第十五 条第三項の届出に 係る部分	道路運送法第十五 条第四項の届出に 係る部分	道路運送法第三十 五条第一項の許可 に係る部分	道路運送法第七十 九条の七第一項の 変更登録に係る部 分	道路運送法第七十 九条の七第三項の 届出に係る部分
道路運送法施行規 則第十四条第一項 各号に掲げる事項	道路運送法施行規 則第十五条第二項 において準用する 同令第十四条第一 項各号に掲げる事 項	道路運送法施行規 則第十五条第二項 において準用する 同令第十四条第一 項各号に掲げる事 項	道路運送法施行規 則第十五条の二第 二項において準用 する同令第十四条 第一項各号に掲げ る事項	道路運送法施行規 則第二十一条第一 項各号に掲げる事 項	道路運送法施行規 則第五十一条の十 一第一項各号に掲 げる事項	道路運送法施行規 則第五十一条の十 三第二項各号に掲 げる事項
道路運送法施行 規則第十四条第 二項に規定する 書類	道路運送法施行 規則第十五条第 二項において準 用する同令第十 四条第二項に規 定する書類	道路運送法施行 規則第十五条の 二第二項におい て準用する同令 第十四条第二項 に規定する書類	道路運送法施行 規則第十五条の 二第二項におい て準用する同令 第十四条第二項 に規定する書類	道路運送法施行 規則第二十一条 第二項各号に掲 げる書類及び図 面	道路運送法施行 規則第五十一条 の十一第二項各 号に掲げる書類	道路運送法施行 規則第五十一条 の十三第三項各 号に掲げる書類

別表第三の三（第三十二條の十二及び第三十二條の十三関係）

規定		事項	書類
法第二十七條	海上運送法第三條第一項の許可に係る部分	海上運送法施行規則第二條第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二條第二項各号に掲げる書類
	海上運送法第六條の届出に係る部分	海上運送法施行規則第三條各号に掲げる事項	
	海上運送法第七條第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第四條各号に掲げる事項	
	海上運送法第七條第三項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第四條の二第二項各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一條第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八條各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一條の二第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第九條各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一條の二第二項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十條各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一條の二第四項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第十一條第二項各号に掲げる事項	

（新設）

海上運送法第二十条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十一条第二項各号に掲げる書類
別表第三の四（第三十五条及び第三十六条関係）（略） 別表第三の五（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）（略） 別表第三の六（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）（略） 別表第三の七（第三十六条の二十五及び第三十六条の二十六関係）（略）		
別表第三の二（第三十五条及び第三十六条関係）（略） 別表第三の三（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）（略） 別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）（略） 別表第三の五（第三十六条の二十五及び第三十六条の二十六関係）（略）		

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年十月十六日）から施行する。

（準備行為）

- 2 改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十六条の四第二項又は第二十六条の八第二項の認定を受けようとする地方公共団体は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則第三十二条の四第一項又は第三十二条の十二第一項の申請書その他必要な書類を国土交通大臣に提出して、当該認定を受けるために必要な準備行為を行うことができる。